

# 大和市からのお知らせ

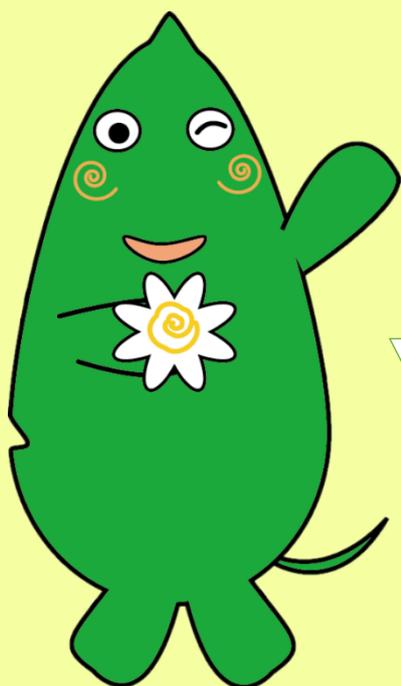
## 介護現場における職員への ハラスメントについて

介護現場では、利用者やご家族等による介護職員へのハラスメントが発生していることが国の調査で明らかになっています。

ハラスメントの防止は、利用者へのより良いサービス提供につながります。

介護サービスの適切な利用となるようご協力をお願いいたします。

※介護職員が脅威、不快だと感じれば、ハラスメントに該当する可能性があります。



利用者と介護職員が共に気持ちよく  
過ごせる環境にしていきましょう。

# ハラスメントってどんなもの？

以下の行動・言動はハラスメント行為に該当し  
サービスの提供ができなくなる場合もあります。

## 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為  
(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

[例]

- 物をなげつける
- 手を払いのける
- たたく、ひっかく、つねる
- 唾を吐く
- 職員の服を引きちぎる

## 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

[例]

- 大声を発する、怒鳴る
- サービスの状況をのぞき見する
- 威圧的な態度で文句を言う
- 刃物をちらつかせる
- 理不尽なサービスを要求する

## セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

[例]

- 必要もなく手や腕をさわる
- 抱きしめる
- 女性のヌード写真を見せる
- 卑猥な言動を繰り返す
- ホームヘルパーの服に手を入れる

## ハラスメントに該当しないもの

- 認知症等の症状として現れた行為※
- 利用者や家族等からの苦情の申し立て

※「ハラスメント」ではないものの、職員の安全確保が必要なことには変わりないことから、医療的なケア等の検討が考えられます。



このチラシは、厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

(令和4年3月)を参考に作成しております。

発行課：大和市健康福祉部介護保険課

大和市イベントキャラクターヤマトン

令和5年11月発行